

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

43

### 告示

○令和五年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の登録(二十三件)……………

………(主税局千代田都税事務所固定資産課税課

・中央都税事務所固定資産課税課・港都税事務所固定資産課税課・新宿都税事務所固定資産課税課・文京都税事務所固定資産課税課・台東都税事務所固定資産課税課・墨田都税事務所固定資産課税課・江東都税事務所固定資産課税課・品川都税事務所固定資産課税課・目黒都税事務所固定資産課税課・大田都税事務所固定資産課税課・世田谷都税事務所固定資産課税課

・渋谷都税事務所固定資産課税課・中野都税事務所固定資産課税課・杉並都税事務所固定資産課税課・豊島都税事務所固定資産課税課・北都税事務所固定資産課税課・荒川都税事務所固定資産課税課・板橋都税事務所固定資産課税課・練馬都税事務所固定資産課税課・足立都税事務所固定資産課税課・葛飾都税事務所固定資産課税課・江戸川都税事務所固定資産課税課………

### 告示

●東京都告示第五百二十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定

した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都千代田都税事務所長

三浦 仁

●東京都告示第五百二十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定

した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都中央都税事務所長

栗原 哲 治

●東京都告示第五百三十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定

した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都港都税事務所長

原 島 幸 男

●東京都告示第五百三十一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定

した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都新宿都税事務所長

池田 美 英

●東京都告示第五百三十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定

した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都文京都税事務所長

大 隈 雅 英

●東京都告示第五百三十三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定

した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都台東都税事務所長

小 幡 裕 子

●東京都告示第五百三十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一  
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都墨田都税事務所長

川 畷 守

●東京都告示第五百三十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一  
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都江東都税事務所長

裏 田 勝 己

●東京都告示第五百三十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一  
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都品川都税事務所長

平 林 宣 広

●東京都告示第五百三十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一  
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都目黒都税事務所長

岡 本 晃 治

●東京都告示第五百三十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一  
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都大田都税事務所長

高 野 豪

●東京都告示第五百三十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一  
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都世田谷都税事務所長

福 留 敬 一

●東京都告示第五百四十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一  
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都渋谷都税事務所長

成 瀬 貴 子

●東京都告示第五百四十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一  
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都中野都税事務所長

白 石 真 一

●東京都告示第五百四十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定

した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条  
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都杉並都税事務所長

安藤 敏朗

●東京都告示第五百四十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条  
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都豊島都税事務所長

小野 隆

●東京都告示第五百四十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条  
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都北都税事務所長

川嶋 智尚

●東京都告示第五百四十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条  
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都荒川都税事務所長

石原 健

●東京都告示第五百四十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条  
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都板橋都税事務所長

波田 健二

●東京都告示第五百四十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条  
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都練馬都税事務所長

奥田 知子

●東京都告示第五百四十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条  
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都足立都税事務所長

小笠原 裕之

●東京都告示第五百四十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条  
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同  
条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都葛飾都税事務所長

織田 博

●東京都告示第五百五十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十  
条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定  
した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条  
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都江戸川都税事務所長

有賀照雄

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

